

平成 22 年 3 月 29 日

大阪市長 平 松 邦 夫 様
(担当：健康福祉局)

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公 雄

公益通報（第 18-16-1 号）に関する関係局の対応について

標題について、平成 18 年 10 月 31 日付けで本委員会が実施した勧告に対して貴職が次のような措置をとられたことが確認できたので、本件公益通報について処理を終了します。

なお、目的外使用許可や使用料・光熱水費等の徴収については、今後同様の事態を招かないよう、目的外使用許可の手続を厳正に行うとともに、延寿荘改修工事についての検証結果を今後の事務事業に生かしてください。

記

1 確認内容

健康福祉局は、次のような再発防止措置等を行った。

(1) 目的外使用許可について

行政財産目的外使用許可手続については、関係局を含め十分な事前調整を行った上で判断することとした。

勧告以降、健康福祉局において同様の問題が起こったケースはない。

(2) 本件に係る使用料及び光熱水費等の徴収について

本件「若者自立塾」事業の内容を、正式に行政財産目的外使用許可の手続を経て行う場合には、大阪市「行政財産の目的外使用許可にかかる審査基準」及び大阪市財産条例第 7 条第 3 項第 1 号に基づき使用が許可されるとともに使用料免除の対象となる事案であり、そのことについて、平成 18 年 9 月に財政局契約管理部（現 契約管財局）に確認した。

光熱水費等の雑費については、水道等メーターの設置単位上、「若者自立塾」事業に供した居室だけの水道等使用量を算定できる仕組みになっておらず、またその算定方法についても事前に定めていなかったため、「若者自立塾」事業による水道等使用量を確定できず、徴収できなかった。

(3) 改修工事の検証等について

改修工事の設計時期ににしま荘からの受入計画が存在していたこと、受入時に男女別のフロアにするという構想のもとで 2・3 階の居室等のすべてを改修したこと、厨房・食堂施設等の改修工事は延寿荘入所者の処遇改善のために行ったことから、いずれの改修工事も適切であったが、にしま荘からの実際の受入時には、民間をはじめとした様々な居住サービス・在宅

サービス提供の増等を背景に、想定を下回る人数の受入となったものであり、意向調査の段階でより正確なニーズを把握すべきであった、との検証結果であった。

なお、改修工事の施工図面を決裁に添付していなかった点については、作成者から徴した。

(参考) 勧告の内容

- ① 今後、このようなこと（手続に瑕疵のある行政財産目的外使用許可）が起こらないよう事務処理体制を構築するとともに、徴収すべきであった使用料等についても、早急に徴収のための手続を進められたい。
- ② 改修工事については、実際に施工された工事内容が適切であったのか否か疑問である。さらに、改修工事の実施決裁に施工図面の添付がないなど、事務処理が適切になされていたとは認定しがたい部分もある。これらの点についても十分な検証を行われたい。